

平成 29 年度における病床整備計画の取扱いについて

1 平成 29 年 6 月 23 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知文（参考資料 1 参照）について

(1) 通知の趣旨

地域の実情に応じた質が高く効率的な医療提供体制を目指す観点から、地域医療構想における必要病床数を踏まえた病床整備を行う。

(2) 留意事項

ア 病床の整備に当たり留意すべき事項

都道府県医療審議会において、地域医療構想における必要病床数を踏まえ、十分な議論を行うこと。

病床の整備が可能な地域であっても、必要病床数が既存病床数を下回る場合には、必要病床数を勘案し、病床整備の必要性について慎重に検討を行う必要があること。

イ 都道府県医療審議会と地域医療構想調整会議の整合性について

都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議（本県においては地域医療構想推進委員会）における議論との整合性を確保すること。

新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、開設等の許可を待たず、地域医療構想調整会議への参加を求め、新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性（総数及び病床の機能区分ごと）について協議を行うこと。

ウ 第 7 次医療計画公示前における病院開設等許可申請の取扱い等について

現行の医療計画において既存病床数として算定していない病床の取扱いについて、必要に応じて検討すること。

無菌病室、集中治療室及び心臓病専用病室の病床に収容された者が利用するための病床について、今年度における病床整備を検討する際の判断材料の一つとして、既存病床数に含めて病床の整備状況を評価することが考えられること。

2 本年度の病床整備の取扱い（案）について

国の通知を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 公募期間

ア 1 回目

8 月 14 日（月）から 9 月 1 日（金）まで

イ 2 回目

公募を行わない

(2) 公募病床数

基準病床数と既存病床数との差を上限とするが、**既存病床数には、無菌病室、集中治療室及び心臓病専用病室の病床に収容された者が利用するための病床を含める。**

医療圏	基準病床数 (平成28～29年度) ①	既存病床 (平成29.3.31現在) ②	差引数 (整備可能病床数) ③=①-②	<参考> 必要 病床数
名古屋	16,828	20,230 (20,239)	△ 3,402 (△ 3,411)	22,039
尾張中部	1,070	862	208	
海部	1,614	1,953	△ 339	1,981
尾張東部	3,952	4,438	△ 486	5,268
尾張西部	3,676	3,666 (3,691)	10 (△ 15)	3,922
尾張北部	5,412	4,900 (5,140)	512 (272)	5,385
知多半島	3,131	3,266	△ 135	3,310
西三河北部	2,894	2,401 (2,751)	493 (143)	3,064
西三河南部東	2,950	2,263 (2,663)	687 (287)	2,325
西三河南部西	4,508	4,683 (4,688)	△ 175 (△ 188)	4,998
東三河北部	477	450	27	267
東三河南部	6,284	6,482 (6,487)	△ 198 (△ 203)	5,214
計	52,796	55,594 (56,628)	△ 2,798 (△ 3,832)	57,773

備考 各欄に（ ）で掲げた数は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数。
既存病床数には、平成 18 年 12 月 31 日以前に開設した有床診療所の病床等が含まれていない。

<参考：国通知の留意事項ウを考慮しない場合>

医療圏	基準病床数 (平成28～29年度) ①	既存病床 (平成29.3.31現在) ②	差引数 (整備可能病床数) ③=①-②	<参考> 必要 病床数
名古屋	16,828	19,853 (19,862)	△ 3,025 (△ 3,034)	22,039
尾張中部	1,070	862	208	
海部	1,614	1,920	△ 306	1,981
尾張東部	3,952	4,438	△ 486	5,268
尾張西部	3,676	3,611 (3,636)	65 (40)	3,922
尾張北部	5,412	4,832 (5,072)	580 (340)	5,385
知多半島	3,131	3,235	△ 104	3,310
西三河北部	2,894	2,370 (2,720)	524 (174)	3,064
西三河南部東	2,950	2,235 (2,635)	715 (315)	2,325
西三河南部西	4,508	4,584 (4,589)	△ 76 (△ 81)	4,998
東三河北部	477	450	27	267
東三河南部	6,284	6,434 (6,439)	△ 150 (△ 155)	5,214
計	52,796	54,824 (55,858)	△ 2,028 (△ 3,062)	57,773

(3) 地域医療構想推進委員会の取扱い

ア 年2回の定期開催に加え、**新たな病床整備に関する協議を行うための地域医療構想推進委員会**（以下「**推進委員会**」という。）を臨時で開催する。

イ 推進委員会は**非公開**で開催する。

ウ **計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うこととする。**

エ 計画者には**推進委員会の意見を踏まえた病床整備計画とするよう求め、その結果、推進委員会で疑義がある旨の意見が付された計画について、医療審議会（医療体制部会）の意見を聴くものとする。**

オ 医療審議会（医療体制部会）における議論の際には、**推進委員会における協議の内容を参考とし、医療審議会（医療体制部会）の意見を踏まえ、計画の適否を判断する。**

4 スケジュール（案）

月	内 容
7	県ウェブページへ公募期間等を掲載（公募）
8	
9	所管保健所で計画書を受付 ↓ 地域医療構想推進委員会（臨時開催）で意見聴取
10	基幹的保健所から医療福祉計画課へ計画書を送付 ↓ 疑義あり → 医療体制部会で審議 ↓ 疑義なし → 医療福祉計画課で事務処理 ↓ ・医療福祉計画課から所管保健所等へ通知 ・所管保健所から計画者へ通知 ↓ 病院開設許可申請の手続き
11	医療体制部会で審議 ↓ 適 → ・医療福祉計画課から保健所へ通知 ・保健所から計画者へ通知 ↓ 病院開設等許可申請手続き ↓ 否 → ・医療福祉計画課から保健所へ通知 ・保健所から計画者へ通知し、計画の見直し、取り下げ等を指導
12	※ 第2回目は公募しない